

ご存知ですか？税金の法律

平成 24 年 1 月に「納税者権利憲章」が発表される予定です。

納税者権利憲章とは、課税・納税手続きにおける納税者の権利を保障する管理基準です。驚くべきことに、現在の日本ではこの納税者の権利を保障する基本的な法律が存在しません。世界の状況を見ても OECD 加盟国で日本だけが納税者権利憲章が無いようです。しかし、現在の日本では納税に関する法律が全然無いかと言いますと、そうではありません。日本では、「国税通則法」と言うものがあり、国民から税金を徴収する為の手続きを定める法律が昭和 37 年に制定されています。この法律を今後、国民の納税に関する権利と義務の双方を規定する法律に改正する予定です。法律の名称も変更する予定です。それでは、この新しい法律が施行されると、何がどのように変更になるの？と言う事を今回はお話ししたいと思います。



1. 税務調査の事前・終了通知

税務調査を税務署職員が行う時は、原則として書面で事前通知を行います（反面調査や現金商売事業の場合は、通知しない事となっております）。今までは、税務署から会計事務所や皆様の方に電話で税務調査を行いたい旨の連絡が入り、また終了時も電話で済ませる場合が多かったのですが、今後はこれらを文書で通知する事が義務化されました。

2. 更正の請求期限の延長

従来は、税務署側から納税額の増額変更をできる期間は、申告後 3 年～6 年（税目により異なる）でした。しかし、私たち納税者が税金を払いすぎた事に気づいて納税額の減額を求める事が出来る期間はたった 1 年。これは不公平という事で、税務署側からの納税額の増額変更は、贈与税を除いて 5 年、納税者側からの納税額の減額を求める事が出来る期間も 5 年と合わせる事になりました。

これは、納税者側から見れば、良いことです。今までは、申告期限から 1 年以上経過して、税金の払い過ぎに気付いた場合は、税務署長に「嘆願書」という形で、お願いをして税額の減額申請を提出していましたが、これが 5 年に延長されると、

お願いでは無くなります。しかし、反対に税務署職員からの納税額の増額変更は、例えば 3 年分の修正で良かったものを 5 年まで遡って修正できるので、もし何らかの問題が発生した場合は、ちょっと嫌な改正です。

3. 納税者に対する罰則の強化

納税者の権利を拡大する事に合わせて、納税者の義務についても強化が図られています。

例えば、近年消費税の悪質な還付事件が相次いでいます。このことから、不正に還付を受けた者や受けようとした者について、懲役若しくは罰金の規定が創設される予定です。また、故意に申告書を提出しなかった場合にも懲役若しくは罰金の規定が併課される予定です。

上記は主な内容ですが、この他にも税務調査の際に帳簿書類の「提示・提出」が義務化されました。現在の調査は任意調査ですので、帳簿等の提出も、納税者に承諾を得て必要書類を預かっています。しかし今後は、税務署側が必要と思えば納税者の承諾なしに預かることが出来ます。

また、これは個人の所得税ですが、今までは「白色申告」を選択していた場合は、一定所得以下の場合は記帳義務がありませんでした。皆様は意外に思われるかもしれませんが、個人の青色申告の普及割合は約 60% です。今後はこの残りの 40% の方にも記帳義務・記録保存義務が課せられます。記帳することが当たり前の方にとっては、今更と思う改正かもしれません。

最後に、納税者番号制の導入も進められています。これは税金だけではなく、社会保険料等の国民の情報がこの番号で管理される事になります。納税者番号制度は皆様もよく耳にされていることでしょう。納税者番号の導入により課税漏れの補足強化など、真面目な納税者にとっては課税の公平が図られるといった良い点もありますが、個人情報情報の漏洩など一層の情報管理強化につながる問題点も見え隠れしています。

これらの改正の中には皆様にとっては「当たり前」と思う事もあるかと思えます。しかし、税務署側からは、手続きの煩雑等の理由で反対は強いようです。この改正を機会に少しでも税務調査が減ることを期待したいです。

(文責：関内事業部 西さおり)

義援金と活動支援金

この度の大地震に関して全国で様々な募金活動が行われています。被災者の方々のために何か力になりたいという多くの方が自分にも出来ることとして実践されていることかと思えます。募金をされた方の中には自分たちが出した募金はどのようにして被災者の役に立っているのだろうか、といった素朴な疑問をお持ちの方も多くいらっしゃるかと思います。この募金は大きく分けると、被災者へ直接渡される「義援金」と現地で被災者支援を行う機関やNPOへの「活動支援金」に分かれます。

義援金は、災害により生命・財産に大きな被害を受けた方々に対する慰謝激励の見舞金であり、被災者へ全額支給されるものです。日本赤十字社等の義援金受付団体が集めて、義援金配分割合決定委員会によって配分先が決まり、被災者の自治体を経て、最終的に被災者へ支給されます。つまり、義援金に関していえば募金団体は受け皿であり、どこに募金しても最終的な使われ方は同じです。4月8日にこの使われ方について義援金

配分決定割合委員会が開かれ、第一次配分基準が決定されました。家族の中に死者や行方不明者がいる場合は1人について35万円を支給することで合意され、家屋全壊・全焼は1戸あたり35万円、半壊・半焼は18万円とされました。また、福島第一原子力発電所から半径30キロ圏内の世帯にも家屋全壊とみなし35万円を配分するという基準が決定、配分対象には旅行中に被災して死亡・行方不明になった人のほか、在留

している外国人を含める考えが示されました。今回の配分では重傷者（約100人）や床上浸水（約2800戸）、床下浸水（約1600戸）については見送られ、第2次配分については義援金の集まり状況などを判断して、同委員会が再び検討するとの事です。これに対し、活動支援金は被災地で様々な支援活動を行っている機関・団体（NPO/NGO等）の活動を支援するものです。募金したお金は、即、支援活動に使われることが多いですが、団体によって使い道が異なります。どちらに募金するかは考え次第ですが、違いを意識したうえで被災者支援に参加する事が重要と感じます。

（文責：関内事業部 小野晋也）



端午の節句！！

3月11日以降、余震・原発の問題で落ち着かない毎日を過ごしているこの頃ですが、日々は刻々過ぎていきます。先頃までは桜が咲き乱れ、遅咲きながら鶯が鳴いているというように、あっという間に季節は5月です。

5月は男の子の節句である端午の節句。端午の節句とは五節句のひとつで、端は「初め」牛は「牛の日」を意味し、本来は「五月初めの牛の日」ということでしたが、「牛」が「五」に通じるため五が重なるこの日を「端午の節句」と呼ぶようになったそうです。現在は、「子どもの日」として国民の祝日になっていますが、慣例で男の子の節句として祝う風習が残っており、鯉のぼりや武者人形を飾り、柏餅や粽を食べ菖蒲湯につかるなどして祝うのが一般的となっています。もともとこの日は宮中をはじめ、広く民間でも香りの強い菖蒲や蓬で邪気を祓うという中国から入ってきた風習があったそうです。



鎌倉時代に武家では「菖蒲」を「尚武（武芸を重んじること）」とかけて武具を飾るようになりいつしか端午は男の子の節句として定着したとか…。（菖蒲には強い香気があり邪気を祓うとされているので菖蒲の葉を枕の下に敷いて寝ると無病息災となるといわれているそうです。）

また、現在のように鯉のぼりや武者人形を飾るようになったのは江戸時代に入ってからとされ、端午の節句に鯉のぼりを立てるのは日本だけの習慣だそうですが、由来は「中国の登竜門」の故事にあり、黄河にある竜門という急流を登った鯉が竜になったという話から鯉は出世魚とされて、この故事にあやかり我が子の立身出世を願って鯉のぼりを立てるようになったそうです。

最近、住宅事情により鯉のぼりを立てる家が少なくなってきた上に、今回の地震等によりさらに鯉のぼりを立てる家が減るかもしれませんが、鯉のぼりを見たら是非由来を思い出し、また健胃薬として使われる菖蒲の湯にでも浸かりながら日々の健康を祈ってみるのは如何なものでしょうか。（文責：逗子事業部 重留和枝）